

# 山口県報

平成25年  
1月11日  
(金曜日)

## 目次

○告示

保安林予定森林(萩市)(森林整備課)……………一  
道路の位置の指定(建築指導課)……………一  
○公告

平成二十四年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………二  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………六  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………六  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………七  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………七  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………七



### 山口県告示第七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年一月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 萩市大字明木字原西ヶ輪白岩二二の二、字越ヶ迫白岩二二、字越ヶ迫二二三、一四一、三三〇〇、四五六八、四五七一、四五七三、四五七四の一、四五七四の二、四五七五、四五七六、字原越ヶ迫左ヶ輪一四〇、字墓ノ浴一七二から一七四ま

で、字菅蓋中山一八〇の三三、字上菅蓋台ヶ原二二四、二二五、字河内神ノ浴二二六、二二七、二二八、字河内神二二八、字こうかいノ浴二二四、字松ヶ原二八六の一、二八六の二

- 二 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次森林については、主伐は、択伐による。  
萩市大字明木字原西ヶ輪白岩二二の二・字越ヶ迫一四一・三三〇〇・四五七三・四五七四の一・字墓ノ浴一七二・一七三・字上菅蓋台ヶ原二二四・二二五・字河内神ノ浴二二六・二二七(以上一筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。

### 山口県告示第八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
美祢市大領町東分字立通三六六の二	六・〇	三八・三	二三九・八〇

山陽小野田市新生三丁目一五四〇の九、一五四〇の一、一五四〇の二、一五四〇の三、一五四〇の四、一五四〇の五、一五四〇の六、一五四〇の七、一五四〇の八及び一五四〇の九地先	四・〇七・六	一四三・三	五八七・六九
山陽小野田市大字山川字西大坪 二二九八の一	五・九六・〇	九〇・五	五八八・〇〇
山陽小野田市新生二丁目一八三八の一の一部	四・〇	九三・四	三七六・八五
山陽小野田市大字西高泊字箱一〇三の二の一部、字網掛一七六の一の二の一部、字網掛一七六の一の二の一部、字網掛一七六の一の二の一部、字網掛一七六の一の二の一部	四・一四・八	六三九・一	三〇五四・八九
山陽小野田市大字西高泊字箱一〇三の二の一部及び字網掛一七六の一の二の一部	四・三三・八	四五六・一	一七三三・二八
山陽小野田市大字厚狭字飛松八〇六の二四及び八〇六の二四地先	五・〇六・〇	六八・八	三六六・三七



(五) 平成二十四年度山口県補正予算の額の公表

平成二十四年十一月三十日県議会定例会で議決された平成二十四年度山口県補正予算の額は、次のとおりです。

平成二十五年一月十一日

山口県民権 中本 繁太郎

平成24年度山口県一般会計補正予算(第5号)

平成24年度山口県の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,269,385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ701,012,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
7分担金及び負担金	1分 担金	137,376	5,037,201	5,174,577
	2 負担金	20,400	593,451	613,851
	2 負担金	116,976	4,443,750	4,560,726
9国庫支出金	2 国庫補助金	940,283	81,729,960	82,670,243
	2 国庫補助金	940,283	45,173,501	46,113,784
12繰入金	2 基金繰入金	4,000	35,095,216	35,099,216
	2 基金繰入金	4,000	28,288,601	28,292,601
13繰越金	1繰越金	113,326	52,508	165,834
	1繰越金	113,326	52,508	165,834
14諸収入	1貸付金元利収入	342,400	84,977,572	85,319,972
	1貸付金元利収入	336,400	78,371,107	78,707,507
15県債	2受託事業収入	6,000	634,170	640,170
	2受託事業収入	732,000	112,216,100	112,948,100
	1県債	732,000	112,216,100	112,948,100
歳入	合計	2,269,385	698,743,559	701,012,944
歳出	合計	2,269,385	698,743,559	701,012,944
3民生費	1社会福祉費	4,846	87,841,369	87,846,215
	1社会福祉費	846	72,903,972	72,904,818
4衛生費	4児童福祉費	4,000	13,731,450	13,735,450
	4児童福祉費	16,227	23,775,263	23,791,500
	1公衆衛生費	12,926	8,002,774	8,015,700
	7保健所費	1,296	2,315,282	2,316,578
	8医薬費	2,015	7,046,323	7,048,338
6農林水産業費	3農地費	723,801	38,256,738	38,980,539
	3農地費	529,556	10,492,395	11,021,951
	4林地費	73,183	10,071,717	10,144,900

7 商工費	5 水産業費	121,062	6,036,624	6,157,686
	2 工鉱業費	336,400	78,275,310	78,611,710
8 土木費		336,400	75,525,203	75,861,603
	1 管理費	1,131,901	82,368,903	83,500,804
	2 道路橋りょう費	9,416	7,843,060	7,852,476
		896,587	29,968,643	30,865,230
	3 河川海岸費	41,180	20,438,834	20,480,014
	4 港湾費	184,275	10,497,279	10,681,554
	6 住宅費	443	4,297,885	4,298,328
10 教育費		56,200	147,052,182	147,108,382
	7 特別支援学校費	56,200	13,314,506	13,370,706
歳出合計		2,269,385	698,743,559	701,012,944

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事	項	金額
6 農林水産業費	3 農地費	県営かんがい排水改良事業費	経営体育成基盤整備事業費	149,615
			県営中山間地域総合整備事業費	256,636
			県営農村振興総合整備事業費	32,307
			県営海岸保全施設整備事業費	32,307
			21,000	21,000
	4 林業費	湛水防除事業費	37,691	37,691
		一般治山事業費	146,300	146,300
		水源地域緊急整備事業費	43,817	43,817
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業費	296,102	296,102
		単独交通安全施設整備事業費	32,318	32,318
		道路災害防除費	766,296	766,296
		道路改良費	1,616,501	1,616,501

款	項	事	項	金額
			単独道路改良費	242,712
			道路調査費	2,772
			橋りょう補修費	628,194
			単独橋りょう補修費	527,644
	3 河川海岸費		広域河川改修費	560,047
			国防高潮対策事業費	108,139
			河川受託事業費	40,000
			通常砂防事業費	404,645
			地すべり対策事業費	70,564
			急傾斜地崩壊対策事業費	501,732
	4 港湾費		港湾改修費	424,664
			港湾既存施設有効活用促進事業費	306,500
			港湾環境整備事業費	25,000
			海岸防災事業費	124,060
	5 都市計画費		都市計画法施行事務費	51,534
			都市計画街路整備事業費	188,392
			単独都市計画街路整備事業費	98,187
			都市公園整備事業費	969,560
			施設整備費	52,100
			土木現年補助災害復旧事業費	31,220
10 教育費	7 特別支援学校費			
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費			
合計				8,792,556

第3表 債務負担行為補正  
1 追 加

事 項	期 間	限 度	補 正 後 額
1 経営安定支援資金(経営力強化支援信用保証協会)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成24年度から平成34年度まで	山口県信用保証協会が平成24年度に1,000,000千円を限度として貸付けを行う債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額	
2 山口県大島防災センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成25年度から平成29年度まで	33,660千円	

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 経営安定支援資金(経営安定信用保証協会)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成24年度から平成37年度まで	山口県信用保証協会が平成24年度に16,000,000千円を限度として貸付けを行う債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額	平成24年度から平成37年度まで	山口県信用保証協会が平成24年度に20,000,000千円を限度として貸付けを行う債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額
2 経営安定支援資金(経営支援特別信用保証協会)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成24年度から平成37年度まで	山口県信用保証協会が平成24年度に8,000,000千円を限度として貸付けを行う債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額	平成24年度から平成37年度まで	山口県信用保証協会が平成24年度に9,000,000千円を限度として貸付けを行う債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額

第4表 地方債補正  
変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	償還の方法	限度額	償還の方法
県営かんがい排水改良事業	26,000	証書借付方式(年8.0%以内)ただし元金均等返済利率見直し	70,000	証書借付方式(年8.0%以内)ただし元金均等返済利率見直し

経営体育成基整備事業	383,000	1方式で30年以内借り入れ特別の償還率の先、とて定作らる。見直し率による。	465,000	1方式で30年以内借り入れ特別の償還率の先、とて定作らる。見直し率による。
県営中山間地域総合備前事業	209,000		220,000	
県営農村振興総合整備事業	30,000		39,000	
県営海岸保全施設整備事業	200,000		209,000	
治水防除事業	53,000		68,000	
一般治山事業	804,000		825,000	
漁港漁場機能高度化事業	714,000		93,000	
道路災害防除事業	645,000		815,000	
道路改良事業	4,087,000		4,191,000	
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	1,660,000		1,706,000	
橋りょう補修事業	973,000		1,060,000	
広域河川改修事業	1,607,000		1,623,000	
河川直轄事業負担金促進事業	163,000		172,000	
港湾既存施設有効活用特別支援学校施設整備事業	251,000		300,000	
	918,000		959,000	
計	12,083,000		12,815,000	

平成24年度山口県一般会計補正予算(第6号)

平成24年度山口県の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,506,346千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ704,519,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)  
第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。  
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳入	項	補正額	補正前の額	計
7	分担金及び負担金	2 負担金	26,000	5,174,577	5,200,577
9	国庫支出金	2 負担金	26,000	4,560,726	4,586,726
		2 国庫補助金	2,924,952	82,670,243	85,595,195
		3 委託金	2,850,508	46,113,784	48,964,292
13	繰越金	3 委託金	74,444	2,262,240	2,336,684
		1 繰越金	83,394	165,834	249,228
			83,394	165,834	249,228
15	県債	1 繰越金	472,000	112,948,100	113,420,100
		1 県債	472,000	112,948,100	113,420,100
		合計	3,506,346	701,012,944	704,519,290
2	総務費	5 選挙費	74,444	32,817,354	32,891,798
3	民生費	1 社会福祉費	1,088,339	87,846,215	88,934,554
		4 児童福祉費	718,339	72,904,818	73,623,157
			370,000	13,735,450	14,105,450
5	労働費	3 失業対策費	1,337,180	5,192,915	6,530,095
			1,337,180	1,750,384	3,087,564
6	農林水産業費	3 農地費	140,130	38,980,539	39,120,669
		4 林業費	75,267	11,021,951	11,097,218
		5 水産業費	43,673	10,144,900	10,188,573
			21,190	6,157,686	6,178,876
8	土木費	2 道路橋りょう費	854,891	83,500,804	84,355,695
		3 河川海岸費	353,138	30,865,230	31,218,368
		4 港湾費	291,753	20,480,014	20,771,767
			210,000	10,681,554	10,891,554
			11,362	5,499,249	5,510,611

2 土木施設災害 11,362 4,022,880 4,034,242  
復旧費  
歳出合計 3,506,346 701,012,944 704,519,290

第2表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事	金額
3	民生費	障害者自立支援対策費	59,625
6	農林水産業費	経営体育成基盤整備事業費	75,267
		一般治山事業費	43,673
		地域水産物供給基盤整備事業費	3,625
		漁港海岸保全施設整備事業費	17,565
8	土木費	過疎地域市町道代行事業費	20,000
		道路改良費	316,322
		広域河川改修費	60,000
		周防高潮対策事業費	168,000
		河川工作物関連応急対策事業費	6,000
		海岸防災事業費	200,000
	合計		970,077

第3表 地方債補正 (単位 千円)

1 追加	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	土木現年直轄災害復旧事業負担金	11,000	証書借入又は証券発行	年3.0%以内 ただし、利率の低い見込みで行った直後に	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 は、借入先と協議して定める条件による。

計	11,000	は当該見直し後の利率による。
---	--------	----------------

起債の目的	補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	償還の方法
経営体育成基盤整備事業	465,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	490,000	証書借付
一般治山事業	825,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	848,000	証書借付
道路改良事業	4,191,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	4,333,000	証書借付
過疎地域市町道代行業	145,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	154,000	証書借付
広域河川改修事業	1,623,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	1,656,000	証書借付
周防高瀬対策事業	705,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	797,000	証書借付
河川工作物関連応対策事業	147,000	証書借付	年8.0%以内	元利均等返済	150,000	証書借付
河川直轄事業負担金	172,000				218,000	
海岸防災事業	887,000				975,000	
計	9,160,000				9,621,000	

(六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。  
 同項第一号、第二号、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年一月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 申請のあった年月日  
平成二十四年十二月六日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名称 東南アジア日本語普及協会  
 代表者の氏名 和田 昇  
 主たる事務所の所在地 下関市秋根本町二丁目一〇番一五号  
 定款に記載された目的  
 東南アジア地域の若者に対して、日本語教育と日系企業等への就職支援活動を行い、そのことによって現地の所得水準と民生の向上を図り、かつ、日本語教育を通じてより深い日本への理解を得て国際親善に寄与すること。

(七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
 変更後の定款は、平成二十五年二月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 申請のあった年月日  
平成二十四年十二月七日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名称 特定非営利活動法人萌  
 代表者の氏名 中島 恒夫  
 主たる事務所の所在地 美祢市伊佐町伊佐五三六六番地

(八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十五年一月十一日から同年五月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ゲオ下松店・ウオントツ下松桜町店  
 所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 舟橋 政男  
 株式会社ハーティウオン 広島市中区八丁堀一番八号 福岡 慎二

- 三 変更に係る事項の概要  
 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
 届出年月日 平成二十四年十二月二十一日  
 変更年月日 平成二十五年一月二日

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
届出年月日	平成二十四年十二月二十一日	変更前	変更後
変更年月日	平成二十五年一月二日	変更前	変更後
届出年月日	平成二十五年一月十一日	変更前	変更後

- 四 届出年月日 平成二十四年十二月二十一日
- 五 変更年月日 平成二十五年一月二日

(九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年一月十一日から同年五月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゲオ下松店・ウオントツ下松桜町店

所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一

- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 舟橋 政男  
 株式会社ハーティウオン 広島市中区八丁堀一番八号 福岡 慎二

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
届出年月日	平成二十四年十二月二十一日	変更前	変更後
変更年月日	平成二十五年一月二日	変更前	変更後
届出年月日	平成二十五年一月十一日	変更前	変更後

- 四 届出年月日 平成二十四年十二月二十一日
- 五 変更年月日 平成二十五年一月二日

(一〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年八月十日山口県公告(三九六)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成二十五年一月十一日から同年三月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部経済再生・企業誘致推進課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アトラス萩ショッピングパーク  
 所在地 萩市大字御許町四二の一
- 二 意見の概要  
 交通に係る事項について配慮を求める。

平成  
二十五年  
二月十一日  
印刷  
発行

発行  
行人所

山口  
県  
知事  
庁